



10月は、市・都民税普通徴収第3期の納期です。納付には、便利な口座振替を。
納税課 田(☎460 - 9831)

税

市税の休日納付相談窓口

時10月17日(日)午前9時～午後4時
場納税課(田無庁舎4階)
田無庁舎のみで取り扱いしていますのでご注意ください。
詳細は、下記へお問い合わせを。
納税課 田(☎460 - 9832)

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増築などした家屋は、平成23年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。
これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため家屋調査を行っています。
□対象家屋 平成22年1月2日～平成23年1月1日の期間中に新築・増築などした家屋
□家屋調査 資産税課職員が対象の家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井^{など})および住宅設備(風呂・トイレ^{など})を調査します。
□調査日時 調査対象となる家屋の所有者には、事前に書面でお知らせします。書面が届きましたら、資産税課までご連絡ください。都合の良い日時に、調査へ伺います。
資産税課 田(☎460 - 9830)

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

平成22年1月2日～平成23年1月1日までの間に、下記の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。
□要件
「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること。
平成22年1月2日～平成23年1月

1日に新築された住宅であること。
居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること。
居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下であること。
□減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

□減額範囲
居住部分の床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分が対象。
□必要書類
認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
問東京都多摩建築指導事務所(☎464 - 2154)
□申告期限 平成23年1月31日(月)
資産税課 田(☎460 - 9830)

国保・年金

国民健康保険加入者向け温泉センター割引利用券を配布

対国民健康保険に加入している方
□利用期間 4月1日～平成23年3月31日 年末年始の休館日は、直接施設にご確認ください。
檜原温泉センター「数馬の湯」(☎042 - 598 - 6789)
□営業時間 午前10時～午後8時(土・日曜日、祝日は午後9時まで)
□受付 1時間前まで
□定休日 月曜日(祝日の場合は翌日)
□割引料金 (終日)大人800円→400円、子ども400円→200円
別途入湯税(12歳以上1人につき50円)が必要です。
奥多摩温泉「もえぎの湯」(☎0428 - 82 - 7770)

□営業時間 午前9時30分～午後8時(7月～9月は午後9時30分、12月～3月は午後7時まで)
□受付 1時間前まで
□定休日 月曜日(祝日の場合は翌日)
□割引料金 (2時間)大人700円→400円、子ども400円→200円
別途入湯税(12歳以上1人につき50円)が必要です。
秋川渓谷「瀬音の湯」(☎042 - 595 - 2614)
□営業時間 午前10時～午後10時
□受付 1時間前まで
□定休日 3・6・9・12月の第2水曜日
□割引料金 (3時間)大人800円→600円、子ども400円→200円
生涯青春の湯「つるつる温泉」(☎042 - 597 - 1126)
□営業時間 午前10時～午後8時
□受付 1時間前まで
□定休日 火曜日(祝日の場合は翌日)
□割引料金 (3時間)大人800円→600円、子ども400円→200円
□割引利用券の配布
保険年金課(田無庁舎2階) 市民課(保谷庁舎1階) 出張所
問東京都国民健康保険団体連合会(☎03 - 6238 - 0150)
保険年金課 田(☎460 - 9821)

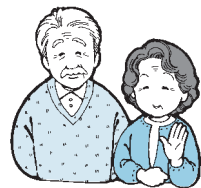
国民年金保険料は前納がお得です

国民年金には、月々の保険料をまとめ払いすることにより、保険料が割引になる「前納割引制度」があります。
例えば、10月分～来年3月分を前納すると、740円の割引となり、半年分の保険料額9万600円が8万9860円になります。
10月分～来年3月分までの前納を希望する場合は、納付案内書につづられている前納用の納付書を添えて、金融機関、コンビニエンスストアなどで11月1日(月)までにお支払いください。
現金払いでの前納は、任意の月分から年度末までの分を前納することができます。この場合、専用の納付書が必要となりますので、年金事務所までお問い合わせください。
問武蔵野年金事務所(☎0422 - 56 - 1411)
保険年金課 田(☎460 - 9825)

福祉

ホームヘルプサービスの「利用者アンケート」にご協力を

介護保険による訪問介護サービスの利用者とその従事者を対象に、事業者と目白大学が共同で満足度調査を行います。
訪問介護事業者は自ら提供するサービスの評価を行い、改善を図ることが厚生労働省令で義務づけられています。利用者から評価を得ることにより、ホームヘルプサービスの質の向上が図れますので、ご協力ください。
アンケート用紙は訪問介護事業者より10月下旬に送付されます。
高齢者支援課 田(☎460 - 9837)



家族介護慰労金

介護保険において、要介護4または5と認定され、過去1年間に介護保険サービスを受けていない在宅の高齢者を介護している家族の身体的、精神的および経済的負担を軽減し、在宅生活の継続および向上のために、家族介護慰労金を支給します。
対下表の要件をすべて満たしている65歳以上の高齢者を介護し、過去1年以上、市民税非課税世帯に属する介護者

申請日の属する月の前月末日を基準にして	
過去1年以上	要介護4または5と認定されている高齢者 市民税非課税世帯に属する高齢者 介護保険サービスを利用していない高齢者(年間7日間までのショートステイ利用は除く)
過去1年間	介護保険施設以外の病院などに90日以上長期入院をしていない高齢者

□支給額 年額10万円
□受付
時10月1日(金)～29日(金)
場高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)
時介護保険被保険者証・印鑑・金融機関口座のわかるもの(郵便局を除く)
高齢者支援課 保(☎438 - 4028)

各種サービスが一時ご利用できません。ご注意ください！

ご理解とご協力をお願いします

住民票等自動交付機の休止

市役所の庁内ネットワークの改修に伴い、下記日程で住民票等自動交付機のサービスが停止します。
時10月16日(土) 17日(日)
場田無庁舎・保谷庁舎・ひばりヶ丘駅前出張所・柳沢公民館・芝久保公民館・保谷駅前公民館にあるすべての住民票等自動交付機
市民課 田(☎460 - 9820)
保(☎438 - 4020)



公共施設予約管理システムサービスの一部停止

ネットワーク機器のメンテナンスに伴い、下記の日程でサービスを停止します。
すべてのロビー端末
スポーツ施設の入金システム
エコプラザ西東京での窓口入金
公民館、市民会館、コール田無の随時予約が終日利用できません。
スポーツ施設・エコプラザ西東京の10月に当選した分は、10月18日(月)以降の開館日から入金ができます。
時10月16日(土)・17日(日) 終日
情報推進課 田(☎460 - 9806)

11月から「債権回収対策担当」が徴収業務を行います

市では、市税および公課などの効率的・効果的な徴収体制を整備し、滞納額の縮減に努めるため、今年度より納税課に「債権回収対策担当」を新設しました。
これまで、各担当課で徴収業務を行ってきましたが、11月より一定の条件のもとで、債権回収対策担当に徴収業務が引き継がれ、財産の差押え・公売などを行います。
対象となる方へは担当課から事前に通知が送付され、納付いただけな

い場合は債権回収対策担当へ引継ぎとなります。
納付の公平性を維持し、財源の確保を図ることを目的としています。
ご理解とご協力をお願いします。
□対象となる公金
市税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学童クラブ育成料・間食費、代替店舗等貸付収入、代替店舗ビル管理費、共益費
納税課 田(☎460 - 9834)